葬祭場要綱　事前チェックリスト

H31.3 作成

以下の表に重要なものを抜粋しています。（葬祭場の新築だけでなく，用途変更及び増築についても適用します。）

建築計画上の措置		
□	＜前面空地＞設けていますか。	・京都市建築基準条例第16条 （問合先：建築審査課075－222－3616）
□	＜駐車場＞葬祭場の床面積 100 平方メートル当たり1台以上の自動車駐車場を，当該葬祭場の敷地内又はその近傍地に設けていますか。	・葬祭場要綱第9条第2項 ・配置図等に位置を明示してください。
□	＜葬儀用車両＞霊柩車，マイクロバス等の発着場所を葬儀場の敷地内に設けていますか。	・葬祭場要綱第9条第3項 ・配置図等に位置を明示してください。
□	＜離隔距離＞隣地境界線から葬儀場の外壁等までの間が，次のア～オのとおりになっていますか。	・葬祭場要綱第9条第5項 ・配置図等に離隔距離及び緑化箇所を明示してください。

	隣地境界線の位置			離隔距離，緑化
ア	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域			・4メートル ・隣地境界線に沿って高木による緑化
イ	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	かつ	アの地域から25m以内	・以下の計算式による *離隔距離(メートル)＝4－0.08×■* *■：アの地域から当該隣地境界線までの距離（単位メートル）* ・隣地境界線に沿って高木による緑化
ウ	ア及びイ以外の場合 ※商業地域に位置する場合を除く。			・2 メートル ・隣地境界線に沿って高木による緑化
エ	小規模葬祭場の場合 ※商業地域に位置する場合を除く。			・2 メートル ・隣地境界線に沿って高木による緑化
オ	葬祭場の増築をする場合			アからエまでの規定は当該増築に係る部分に限り適用する。

☞別紙「離隔距離の考え方」を参照してください。

この他にも，葬祭場要綱第9条（建築計画上の措置），第10条（管理運営上の措置）は必ず内容を確認してください。

葬祭場要綱に関する問合せ先：建築指導課　075－222－3620

別紙

※離隔距離の考え方※　葬祭場要綱第9条第1項第5号解説　　！！葬祭場の新築だけでなく，用途変更及び増築（当該増築に係る部分に限る）についても適用します！！

① 敷地の全てが住居系の用途地域に位置する場合

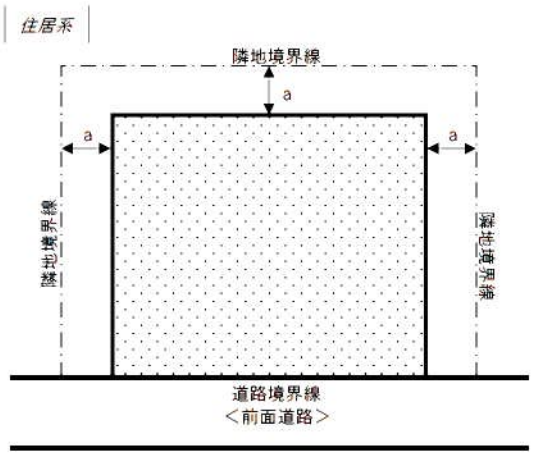

② 敷地の一部に住居系の用途地域以外の用途地域が存在する場合

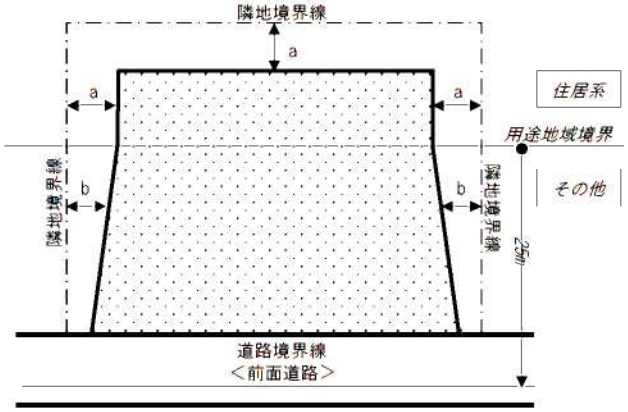

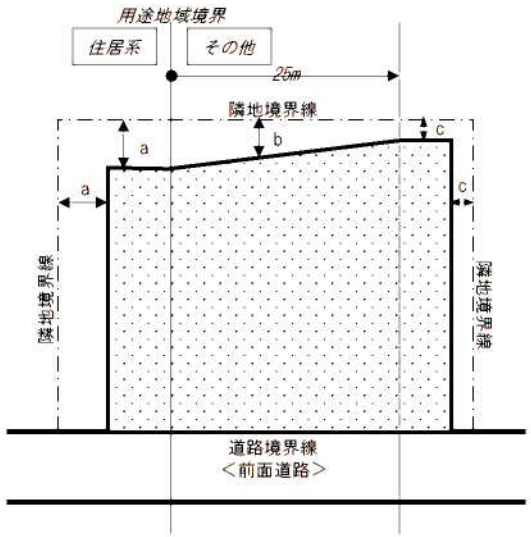

③ 敷地の全てが住居系の用途地域以外の用途地域に位置する場合

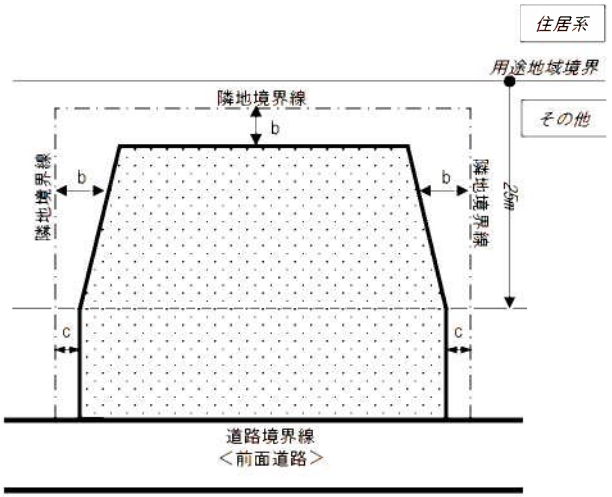

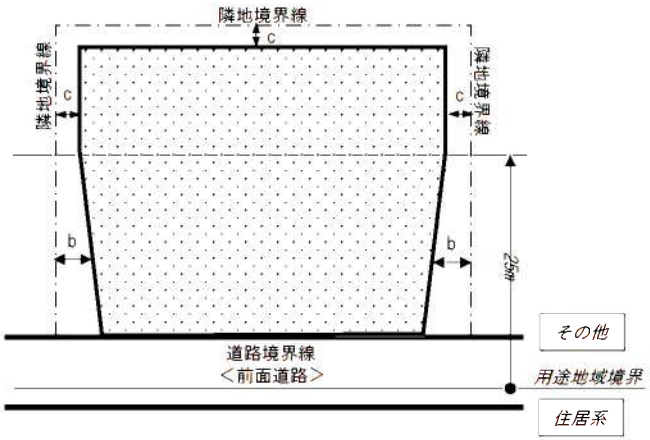

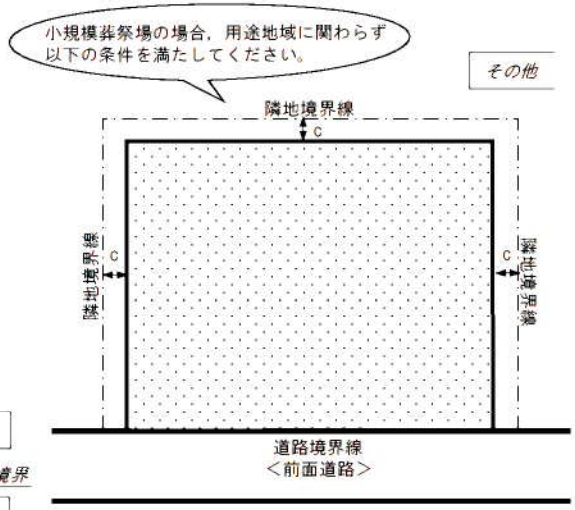

＜凡例＞

a：隣地境界線から建築物の外壁までの距離を4メートル以上とする。

b：住居系の用途地域(※)から25m以内に位置する場合は，隣地境界線から建築物の外壁までの距離を，次の式によって計算した距離以上とする。

b＝4－0.08×■　（単位　m）

■：住居系の用途地域(※)から隣地境界線までの距離

c：住居系の用途地域(※)からの距離が25mを超える場合は，隣地境界線から建築物の外壁までの距離を2m以上とする。（ただし，隣地境界線が商業地域に位置する場合を除く。）

(※)住居系の用途地域：第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域，第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，第1種住居地域，第2種住居地域，準住居地域

：建築可能範囲